

鳴門市空き家等活用交流拠点運営支援事業募集要領

1 事業の目的

本事業は、重点まちづくり区域内に存在する空き家等を地域資源として有効活用し、地域住民、事業者、学生その他多様な主体が交流し、活動し、又は滞在することができる拠点の形成を支援することにより、地域コミュニティの活性化、地域課題の解決、地域内外の交流促進及びまちなかのにぎわい創出を図り、持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

また、空き家等の利活用を通じて、重点まちづくり区域における回遊性及び滞在性の向上を図るとともに、地域に新たな活動、人の流れ及び関係人口を生み出し、将来にわたり魅力ある都市空間の形成に寄与することを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

鳴門市空き家等活用交流拠点運営支援事業

(2) 事業内容

重点まちづくり区域内の空き家等を活用した交流拠点の立ち上げを支援し、地域コミュニティの形成、地域交流の促進、地域課題の解決及びにぎわいの創出につながる持続的な運営を促進することを目的としています。開業初期の運営経費の一部を補助することにより、交流拠点の地域への定着と自立した運営を支援する。

補助対象経費は、光熱水費、通信費、消耗品費、広告宣伝費、保険料、使用料及び賃借料、イベント・講座・ワークショップ等の開催に要する経費、軽微修繕費、その他市長が必要と認める経費とする。

補助対象外経費は、人件費（補助対象事業の実施に直接必要な講師謝金、専門家謝金その他市長が必要と認める経費を除く。）、飲食物の仕入れに要する経費、宿泊事業専用部分の運営経費、借入金返済に要する経費、利益配当又は剰余金の分配に要する経費、前各号に掲げるもののほか市長が適当でないと認める経費とする。

(3) 事業期間

補助金交付決定日から令和9年3月31日（水）

(4) 補助率及び補助上限額

初年度	補助率 4 分の 3 以内	上限 50 万円
2 年度目	補助率 3 分の 2 以内	上限 50 万円
3 年度目	補助率 2 分の 1 以内	上限 50 万円

(5) 採択事業件数

1 件

3 選定方法

市職員で構成する審査会で選定

4 スケジュール

日 程（予定）	内 容
令和8年7月13日（月）	募 集 開 始
8 月 3 日（月）	参 加 申 込 期 限
8月中旬頃	選定結果通知

5 申請資格

申請者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反するなど適当でないと認められる者でないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。

6 申請方法

補助金の交付を受けようとする者は、令和8年7月31日（金）午後5時までに、下記の提出先へ鳴門市空き家等活用交流拠点運営支援事業補助金交付申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して提出しなければならない。

提出先 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
鳴門市 都市建設部 まちづくり課
電話：088-684-1171 f a x : 088-684-1339
E-mail: machizukuri@city.naruto.i-tokushima.jp